

整形外科外来における車いす作製・修理対応の終了について

当センター整形外科外来では、これまで外来診療枠の中で、車いすの作製・修理・調整に対応してまいりました。

しかしながら、近年、車いすの作製および修理を希望される患者様が増加しており、その影響により、本来当センターが医療保険診療として対応すべき乳幼児等の診療において、初診までの待機期間が延長する状況が生じております。当センターは、小児整形外科の専門医療を提供する医療機関として、医療を必要とするお子様が長期間お待たせすることは避けるべきと考えております。

このため誠に恐縮ではございますが、当センター整形外科外来における車いすの作製・修理への対応は、令和8年3月25日をもちまして終了させていただくことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の小児の車いすの作製・修理につきましては、お住まいの市町村が窓口となり、かかりつけ医や福祉総合相談センターの嘱託医が担当することとなります。まずは市町村の相談窓口へご相談、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

また、今後の当センターの相談窓口は療育連携室となります。ご不明な点等がございましたら、療育連携室までお問合せください。

2026年3月25日

岩手県立療育センター所長 亀井 淳